

【練馬区いきがいデイサービス事業】評価項目・評価基準

評価項目・評価基準	
1 事業者の安定性・継続性	(1)事業者の利益を上げる力の有無 (2)事業効率の状況 (3)資金力の有無 (4)借入金の返済能力の有無 (5)経営の安全性
2 事業実績	(1)本事業と同種の事業の業務実績 (2)現在、実施している事業の状況および取組内容・取組の成果 (3)過去のトラブルへの対応状況
3 個人情報保護等の取組み	(1)個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2)法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む）に対する団体の取組
4 実施体制	(1)事業の実施目的・現状を踏まえた事業運営の基本的な考え方 (2)利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (3)従事者に対する教育、研修体制
5 利用者等への対応	(1)利用者への公平公正な対応 (2)苦情解決体制の整備 (3)従事者の接遇に関する取組
6 効率的な事業運営	(1)人員配置の妥当性 (2)適正な専門職の配置 (3)その他効率的な事業運営に係る提案
7 事業の特性に応じた評価項目	(1)介護予防の視点に立ったプログラム内容 (2)中断者への対応 (3)安全や事故防止に配慮したプログラムの提供 (4)感染症予防の対策や工夫 (5)災害その他緊急時の危機管理体制 (6)事故発生時や災害その他緊急時の区への報告体制 (7)具体的で独創的な提案の有無
8 見積価格	(1)見積価格の妥当性
9 区内事業者か否か	(1)区内事業者である
10 地域への貢献	(1)区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (2)物品の区内業者からの調達 (3)地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進